

17. 生活保護に係る級地区分の改善について

中国部会提出
説明担当 米子市

生活保護の級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。

現行級地制度については、全国の市町村を6級地に区分し、これは「全国消費実態調査結果」に基づく地域別の生活水準の推計や所得水準、各種社会資本の整備状況など社会的、経済的諸条件を総合的に勘案し決定されることとなっているが、ほぼ同水準と思われる近隣都市間で級地区分に差があり保護費に格差が生じている。

生活保護制度の目的である、生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するためにも、生活実態に即した級地区分の改善を強く要望する。